

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

住所 _____

氏名 _____ (印)

電話 _____

保育士修学資金等返還免除申請書

下記のとおり、保育士修学資金等の返還の債務の免除を受けたいので申請します。

借受人氏名		貸付決定番号	
種別 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 保育士修学資金 <input type="checkbox"/> 保育士就職準備金		
借入金額	円		
免除申請金額	円		
免除申請理由 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 資格登録及び就職等に関する所定の要件を満たしたうえで、岡山県内の所定の施設(※1)において、児童の保護等に従事し、かつ、所定の期間(※2)の間、引き続き当該業務に従事したため		
	<input type="checkbox"/> 岡山県内の所定の施設(※1)において児童の保護等に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったため		
	<input type="checkbox"/> 死亡し、又は障害により貸付けを受けた保育士修学資金又は保育士就職準備金を返還することができなくなったため		
	<input type="checkbox"/> 長期間所在不明となっている場合等、保育士修学資金又は保育士就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したため		
	<input type="checkbox"/> 岡山県内において裁量免除のために必要な期間以上、所定の施設(※1)で児童の保護等に従事したため(裁量免除)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
参考事項			

添付書類：免除の事由を証する書類

- ※1 所定の施設とは、保育士修学資金の場合は、岡山県保育士修学資金貸付等制度実施要綱第7条第1項第1号に規定する「従事先施設等」のことをいいます。また、保育士就職準備金の場合は、岡山県保育士修学資金貸付等制度実施要綱第2条第2項第2号に規定する「保育所等」のことをいいます。
- ※2 保育士修学資金については、5年(中高年離職者及び過疎地において従事する場合は、3年)。保育士就職準備金については、2年。